

# お知らせ

## パートⅢ

凡例 随日時 随会場 随内容 随対象 随定員 随参加費 随申し込み 随問い合わせ HP ホームページ メールアドレス 他そのほか 随携帯用電話

### 福祉

#### 切り替わります

#### 児童医療費助成資格と

#### 子ども医療費受給券

8月1日から児童医療費助成(小学4年生から中学3年生が対象)と子ども医療費受給券(小学3年生まで対象)が切り替わります。

住民税が確認できた人については既に可否決定通知書および子ども医療費受給券を郵送しましたので、確認してください。子ども育て支援課児童家庭班(☎内線242・245)。

#### 必ず受給券の返納を

市外に転出した場合、印西市の子どもの医療費受給資格が喪失します。そのまま受給券を使用すると返還請求の対象となりますので、必ず受給券を返納してください。

●返納先:【窓口】市役所子育て支援課(郵送可)、印旛支所市民福祉課、本笠支所市民福祉課、園子育て支援課児童家庭班。

#### 特定疾患療養者に見舞金を

市では、特定疾患および先天性血液凝固因子障害の治療を受けている人に、見舞金を支給しています(初回の登録申請手続きが必要となります)。

●県が認定した特定疾患医療受給者票、小児慢性特定疾患医療受給券、先天性血液凝固因子障害受給者証の発行を受けている

療養者(受給要件があります)。園社会福祉課厚生班(☎内線255・256)。

#### 印西市デイケアクラブ

#### 「心のいづみ」

●開催日:他左表のとおり。●心の病気で悩んでいる人とその家族など。

#### ●心のいづみ日程表●

日時	会場	内容	持ち物など
8月3日(金) 午前10時～正午	総合福祉センター(竹袋)	フリースペース	ハンカチ、飲み物、歩きやすい服装と靴
8月10日(金)・ 午前10時～正午	保健福祉センター(高花)	制作活動	ハンカチ、飲み物、歩きやすい服装と靴
8月17日(金) 午前10時～正午	松山下公園 総合体育館(浦部)	運動	軽装/上履き(スリッパ不可)
8月24日(金) 午前10時～午後1時	保健福祉センター(高花)	調理	エプロン・ふきん 材料費500円程度

●園社会福祉課障害福祉班(☎内線268)。

#### 平成24年度心の健康市民講座

#### 「家族のための学習会」

市では、精神障がい・発達障がいを抱える家族に、障がい・疾病の正しい知識を持ってもらうことにより、家族が自信を持って症状に対応できるように学習会を開催します。

●8月13日(月)・午後2時～4時。●場市役所3階大会議室。

●演習・SST(社会技能習得トレーニング)を通して家族も元気になる。●講師:土屋徹氏(Office夢風舎舎長)。

●次回以降は9月25日(火)、10月16日(火)、11月16日(金)に開催。●電話またはFAX(氏名・住所・連絡先を明記)で左記へ。●後日受講票を送付します。

●園社会福祉課障害福祉班(☎内線268・FAX④0381)。

#### 地域自殺対策緊急強化基金事業

#### 平成24年度心の健康市民講座

#### 「印西メンタルヘルス

#### サポーター養成編」

心の病を抱える人、生活のしづらさを感じる人、その家族が住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう、身近な相談者として、市ではメンタルヘルスサポーターを養成します。

●8月21日(火)・午前10時～正午。●場市役所204会議室。

●演習:認知行動療法としてのSST(社会技能習得トレーニング)。

●講師:土屋徹氏(Office夢風舎舎長)。

●電話またはFAX(氏名・住所・連絡先を記入)で左記へ。●後日受講票を送付いたします。

●次回以降は9月25日(火)、10月16日(火)、11月16日(金)に開催。

●園社会福祉課障害福祉班(☎内線268・FAX④0381)。

#### 働きたい高齢者のための講習会

●場:下表のとおり。●55歳以上で、現在仕事に就いていない人。●無料。

●①ハローワークが発番の求職者番号を保有していること②修

了日以降に開催する合同面接会に参加できること③受講者選考のため、応募後折り返し送付される登録申込書の提出が必須です。

●8月14日(火)(必着)までに、はがきに講習番号・講習名・住所・氏名・年齢・求職番号・電話番号・FAX番号およびメールアドレスを記入し、郵送もしくはFAXで左記へ(応募多数時選考)。

#### ●講習会●

講習番号	講習名	講習期間	定員	会場
4	介護員養成	9月10日～11月26日・9:00～16:00	25人	ニチイ学館松戸校
14	チャイルドヘルパー養成	9月3日～10月22日・9:30～16:30	25人	ニチイ学館船橋校
31	働きたい方の初めてのパソコン	9月3日～9月11日・9:30～16:30	20人	成田国際福祉(専)
49～51	パソコン業務(中級)ワード・エクセル	9月3日、9月10日、9月24日・13:00～16:00	10人	佐倉市シルバー人材センター
57、59、61、63	パソコン業務(中級)ワード	9月7日、9月14日、9月21日、9月28日・13:00～17:00	10人	松戸市シルバー人材センター
75	駅前駐輪場管理	9月14日・10:00～12:00	10人	松戸市シルバー人材センター
84	観光ガイド	9月20日・13:00～16:00	10人	旧吉田家住宅(柏市)

※講習番号4、14、31は技能講習会で、それ以外は職場体験です。

●園(社)千葉県シルバーク人材センター連合会(〒260-0001千葉市中央区中央3-9-16・☎043-227-5119)。

### 環境

#### 井戸水などの水質検査

食品衛生協会では、食品事業者関係者や一般市民からの水質検査の依頼を受け付けています。検査を受けるには事前の予約が必要です。

●平日・午前9時～午後5時。●場印旛保健所内食品衛生協会窓口(佐倉市)。

●水曜日(祝日の場合は木曜日)午前9時30分～11時に当日採取した井戸水などを同協会に提出。

●費(食品関係事業者)は、6,000円。一般は7,000円。

●結果報告:約2週間後に検査機関から郵送します。

●園印旛保健所内食品衛生協会(☎043-483-1117)。

#### 野外焼却行為は禁止されています

廃棄物の野外焼却行為(いわゆる野焼き)は、廃棄物処理法により禁止されています。

●廃棄物を焼却する場合は、法令に定められた構造基準を満たした焼却施設で、処理基準に従って行う必要があります。

●なお、平成14年12月1日から、施設規模の大小を問わず、すべての廃棄物焼却炉の構造基準が強化されており、この基準を満たしていない焼却炉や一般家庭の簡易なごみ焼却炉などは使用が禁止されています。

●焼却炉を設置する場合は、規模等により「廃棄物処理法」または「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」に基づき

許可が必要になる場合があります。詳しくは左記へ。●園印旛地域振興事務所(☎043-483-1138)。

#### ●焼却禁止の例外

●どんと焼き、農業者によるあぜ草・稲わらなど(廃ビニールなどを除く)の焼却、林業の下打ち枝の焼却、水産業の漁網についたごみ(海藻、流木など)の焼却、たき火、キャンプファイヤーなどは、直接罰則の対象となりません。

●しかし、生活環境の保全上支障を与える場合は、処理基準違反として改善命令や行政指導の対象となることがあります。

●園クリーン推進課不法投棄対策班(☎内線385)。

#### 不法投棄は犯罪です

印西市では、不法投棄の撲滅を目指しており、事業活動に伴って排出されるがれきなどの産業廃棄物はもちろんのこと、日常生活から排出されるごみなどの一般廃棄物(写真参照)であっても、みだりに捨てることは廃棄物処理法により禁止されています。

●不審な現場を見かけたら通報をお願いします。

●不法投棄の疑いのある不審な現場の例

①工事現場でもないのに、重機を使って不自然な穴を掘っている②廃棄物の処理施設でないのに、廃棄物が集められている③早朝、深夜に、見かけないダンブやトラックが入りしている

④人目のつきにくいところや倉庫に、突然たぐさんのドラム缶が集

められている。

●不法投棄の通報内容  
①発見日時②発見場所③発見した状況④廃棄物の種類・量⑤行為者・車両などの情報(重機やダンブの表記、車両ナンバーなど)。

●通報者に関する情報につきましては、秘密を厳守します。地主のみなさんは不法投棄されないよう、土地の適正な管理を!不審な車両の出入りを見かけたら、印西市役所、最寄りの警察または産廃・残土県民ダイヤル(☎043-223-3801)に通報しましょう。

●土地や倉庫を貸すときは:相手や事業の内容をきちんと確認し、契約は内容を理解した上で、必ず書面で結びましょう。また、道路から奥まった土地や人目につきにくい土地などは、巡回監視、進入防止柵や不法投棄禁止などの警告掲示板の設置などを、土地所有者として必要な措置を講じましょう。

●園クリーン推進課不法投棄対策班。



わたしたちの大切なふるさとが汚されないよう、不法投棄を防ぎましょう